

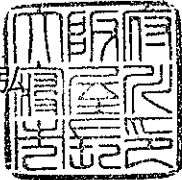


政 都 第 4 2 号

平成 19 年 5 月 1 日

国土交通省道路局長 様

寝屋川市長 馬場好弘



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

宜しく願いいたします。

寝屋川市まち政策部都市計画室 田中

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072(824)1181 (内線2735)

FAX 072(825)2618

E-mail : tosikei@city.neyagawa.osaka.jp

今後の道路政策や道路の整備・管理についての意見

I 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

1. 本市における道路整備の課題

本市は、大阪市の近郊に位置し、高度経済成長期の昭和 30 年代から 40 年代にかけて急激な都市化を遂げましたが、急速な市街地の拡大に対し、道路等都市基盤施設の整備が著しく立ち遅れ、現在においても多くの都市計画道路が未整備な状況となっております。

平成 17 年 8 月に大阪府内いっせいに都市計画道路の見直しを実施し、本市においては 15 路線、計画延長 15,810m の路線を廃止（廃止延長率 21%）しましたが、それでも見直し後の整備済延長率は 46%にとどまっております。

また、昭和 30 年代から 40 年代に京阪電鉄の各駅周辺部において、住環境上、防災上多くの課題を抱えた木造住宅密集市街地が広範囲に形成されております。

このような現状から、本市においては地域を活性化し、安全で快適なまちづくりを推進する上で基盤となる道路、災害発生時の避難路、緊急輸送路及び防災空間としての機能を有する道路の整備は、緊急を要する最重要課題であると認識しております。

したがって、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路特定財源制度の基本的な枠組みを維持し、道路整備のための安定的財源として確保していただくことが是非とも必要であると考えております。

2. 広域幹線道路及びアクセス道路の整備

現在、国において大阪と京都を連絡する広域幹線道路である第二京阪道路の整備を進めていただいております。関連するアクセス道路として、本市において都市計画道路萱島堀溝線、市道国守中央南北線の整備を進めるとともに、大阪府において都市計画道路国守黒原線、府道枚方交野寝屋川線バイパスの整備を進めていただいております。

また、沿道のまちづくりとして、アクセス道路となる都市計画道路寝屋線の築造を含んだ寝屋南土地地区画整理事業の事業化を進めております。

第二京阪道路の平成 21 年度全線供用に向け、大幅な事業費の投入を図り、そ

の整備促進を図るとともに、関連道路をはじめとする地域整備について、予算の重点配分を図るなどの財政措置をお願いいたします。

また、広域幹線道路として大阪府において整備が進められている都市計画道路千里丘寝屋川線について、府域の環状道路ネットワークの形成を図るため、国守黒原線以南の早期整備が必要であるとともに、本市西地域の発展、活性化のため都市計画道路対馬江大利線の整備をお願いしたいと考えております。

3. まちづくりと一体となった道路整備

本市においては、駅周辺部等の活性化、都市の再生を図るため、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等まちづくりと一体となった道路整備に取り組んでおります。これらの地域整備について、都市の再生、防災性の向上の観点から予算の重点配分を図るなどの財政措置をお願いいたします。

・ 駅周辺の整備

寝屋川市駅東地区市街地再開発事業（都市計画道路寝屋川駅前線の整備）

香里園駅東地区市街地再開発事業（都市計画道路香里園駅東線、
駅前広場の整備）

・ 木造住宅密集市街地の整備

住宅市街地総合整備事業による主要生活道路等の整備

・ 京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業（平成 17 年度より国費調査） 緊急対策踏切の解消、側道の整備

4. バリアフリー、交通安全対策など快適な生活環境づくり

本市においては、高齢化社会が進行する中で、バス交通の充実や誰もが安全・快適に通行できるためのバリアフリー化の推進など、安全・快適な道路環境と道路機能の保全に努めております。これらの市の取り組みに対しても財政的支援を強化されるよう要望いたします。

・ 鉄道駅周辺地区交通バリアフリー化の推進

JR 東寝屋川駅、京阪萱島駅の駅前広場等の再整備（駅舎へのエレベータ
設置は完了）

・ バス交通の充実

京阪バス「タウンくる」の路線拡充

- ・ 交通安全施設整備、放置自転車対策、めいわく駐車防止
- ・ 市民との協働による道路環境整備

美しいまちづくり条例によるポイ捨て防止、ねやがわクリーンロードの展開

- ・ 道路管理の充実

Ⅱ 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

1. 沿道環境への配慮等

第二京阪道路の整備にあたっては、沿道環境に十分配慮するとともに、料金体系を含め利用者にとって使いやすい道路となるよう検討をお願いいたします。

2. 地方の道路整備財源の拡充

今後さらに、本市がまちづくりにとって不可欠な道路整備を推進していくためには、地方の自主性、裁量性を高めるため、道路整備に係る交付金制度等の拡充や地方の道路整備のための自主財源の確保が是非とも必要であると考えております。

Ⅲ その他、道路の整備・管理全般に関する意見

今後、安全で快適な道路として、既存ストックの維持管理がますます重要性を増して来る中で、市における計画的な維持修繕に対する支援をお願いいたします。

寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業【概要】

1. 事業の概要

本地区は京阪寝屋川市駅の東側に位置し、都市計画道路寝屋川駅前線を含む主に低層木造住宅地である。京阪寝屋川市駅東地域は本市の上位計画等において、本市の中心核として良好な市街地の整備が求められており、また、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、生活・文化・交流の拠点として整備することを目標として定められている。このため、市街地再開発事業により、市民等の交流拠点として整備をすすめるとともに、本地区の防災性の向上、高度利用化により都市機能の更新を図る。

2. 計画内容

○事業名称：寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業

○施行予定者：寝屋川市駅東地区再開発株式会社

○所在地：寝屋川市早子町地内

○面積：約1.5ha

○整備内容：（公共施設）

都市計画道路寝屋川駅前線、区画街路、緑地

（施設建築物）

教育文化施設、公益施設（文化ホール）、住宅・商業施設、

駐車場

○これまでの経過

・平成14年度 都市再生緊急整備地域に指定（平成14年7月24日）

都市再開発方針地区指定（平成14年12月10日）

寝屋川市駅東地区まちづくり協議会設立（平成15年2月15日）

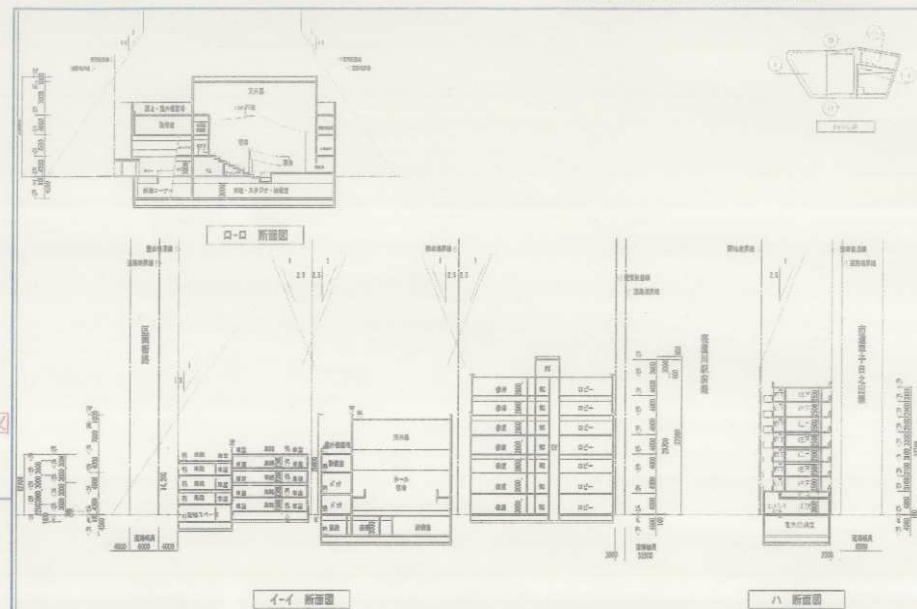
・平成17年度 事業協力者選定（平成17年9月29日）

都市計画決定（平成18年2月21日）

・平成18年度 寝屋川市駅東地区再開発株式会社設立（平成18年6月1日）

事業計画認可申請（平成19年3月28日）

3. 施設計画(案)全体配置図及び断面図



4. 今後のスケジュール

	H17年度					H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
	10月	11月	12月	1月	2月					
手続き	公聴会		案の概算	市都計審	都市計画決定		事業計画認可	管理処分計画認可	工事着工	事業終了認可
設計内容	・基本設計条件整理 ・土地建物調査下準備					6月 会社設立				
地元等活動	個別ヒアリング					事業計画業務実施				
	定期的な総会開催 勉強会の実施									



本地区は京阪本線香里園駅の東側に位置し、都市計画道路枚方八尾線（府道八尾枚方線）と府道木屋交野線、市道香里本通6号線に囲まれた近隣商業地域である。香里園駅周辺は、道路・駅前広場の整備に連動させ、広域的な商業・業務、サービス業などの拠点を目指して、駅前としての充実整備が求められている。このため、民間活力の誘導を基本として組合施行による市街地再開発事業により、香里園のプラスイメージをいかした、駅前に相応しい魅力あるまちづくりを目指し、防災性の向上、高度利用化により都市基盤整備と併せ、商業、業務、住宅、医療施設の整備を図る。

- 事業名称:香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
- 施 行 者:香里園駅東地区市街地再開発組合
- 所 在 地:寝屋川市香里本通町、枚方市香里園町各地内
- 面 積:約2.6ha(寝屋川市域約2.3ha 枚方市域約0.3ha)
- 整備内容:(公共施設)
 - 都市計画道路香里園駅東線、交通広場
 - 都市計画道路枚方八尾線、府道木屋交野線等
 - (施設建築物)
 - 住宅・業務・商業施設、医療施設、駐車場等

・平成 10 年度 まちづくり協議会設立

・平成 15 年度 香里園駅東地区市街地再開発準備組合設立 《平成 15 年 5 月 23 日》
都市再開発方針 都市計画決定 《平成 16 年 2 月 27 日告示》

・平成 16 年度 「一般業務代行者」の決定 《平成 16 年 6 月 18 日通常総会》
公聴会の開催 《平成 17 年 1 月 31 日》
都市計画案の縦覧 《平成 17 年 3 月 15 日～3 月 29 日》

・平成 17 年度 都市計画決定 《平成 17 年 8 月 9 日告示》
「参加組合員」の決定 《平成 17 年 12 月 19 日臨時総会》
「参加組合員の追加」決定及び「設立認可申請書の提出について」
《平成 18 年 3 月 10 日臨時総会》

・平成 18 年度 香里園駅東地区市街地再開発組合 設立認可 《平成 18 年 6 月 23 日告示》
「特定業務代行者」の決定 《平成 18 年 6 月 30 日準組解散総会》
香里園駅東地区市街地再開発準備組合 解散総会 《平成 18 年 6 月 30 日》
香里園駅東地区市街地再開発組合 設立総会 《平成 18 年 6 月 30 日》

同 設立披露式典 《平成 18 年 7 月 20 日

[illegible]

1街区
住宅・店舗・業務・サービス
25階127戸

2街区
病院
7階200床

3街区
住宅棟
37階317戸

墓地 (除外地)

駅前広場

店舗駐車場

バスターミナル

フレスト

市道6号線

西新宿線

新宿線

A-A'断面図(案)

	H23年度	H24年度	H25年度
1期工事	実施	実施	実施
2期工事	実施	実施	実施
駅ヘデッキ接続 (ルートなどは協議中)	実施	実施	実施

住みよい・安全な まちづくりに向けて

過密住宅地区整備要綱のあらまし

松屋ゆうゆう広場(香里地)



アベリア公園(池田・大利地区)



親水公園と緑道(萱島東地区)



寝屋川市

まち政策部住環境整備課
電話 072-824-1181(代表)

■整備計画のあらまし

老朽化した木造賃貸住宅等が密集している萱島東地区(48.7ヘクタール:昭和59年4月17日大臣承認)、池田・大利地区(66ヘクタール:昭和60年2月14日大臣承認)及び香里地区(133ヘクタール:昭和61年3月19日大臣承認)において、民間の力による木造賃貸住宅等の良好な建替えの促進と、道路・公園等の地区公共施設整備を総合的に進める「住宅市街地総合整備事業」などの制度に基づいて、国や大阪府の補助を受けて実施しています。また、平成10年9月に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく「防災再開発促進地区」に指定し、さらに整備促進に努めています。

□地区の骨格づくり

防災や生活の利便性を高めるために、主要生活道路(幅員6.7m)のネットワークづくりを図ります。

□広場・公園の整備

住宅の共同建替等にあわせて広場、公園の整備を図ります。

□文化住宅・木造アパートの改善

老朽化した木造賃貸住宅等は、経営者による共同建替等を促進し、生活道路の整備・広場の確保など一体的に公共施設整備を図ります。

■要綱のあらまし

市では、老朽化した木造賃貸住宅等が密集している密集住宅市街地の住環境改善の為に、「過密住宅地区整備要綱」を昭和59年4月1日に制定し、主要生活道路等の改善、木造賃貸住宅等の良好な建替え促進等を行っています。

(助成・支援概要)

□建替え補助金の交付

整備地区内で、一定の要件を満たす良好な建替えには補助金を交付し、建替えを支援します。(補助内容、除却等費・建築設計費・共同施設整備費のうち、市が認めた補助額)

□共同建替計画作成のためのコンサルタント派遣

整備地区内で、複数の土地所有者などが共同して木造賃貸住宅を良好な賃貸住宅に建替える場合には、申請者の依頼に基づいて市が委託したコンサルタントを派遣し、共同建替計画づくりを援助します。

□公的住宅への入居あっせん

この制度による建替えにともなって、既存住宅の入居者が公的住宅へ入居を希望した場合、府営住宅、府公社住宅などの公的住宅に入居をあっせんすることができます。ただし、入居基準などの要件を満たしていることが必要です。

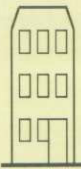
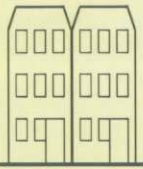
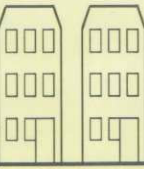
□低利な公的融資制度の活用

良好な賃貸住宅への建替えについては公的融資が利用できます。(住宅金融公庫の都市居住再生融資制度等)

□利子補給制度

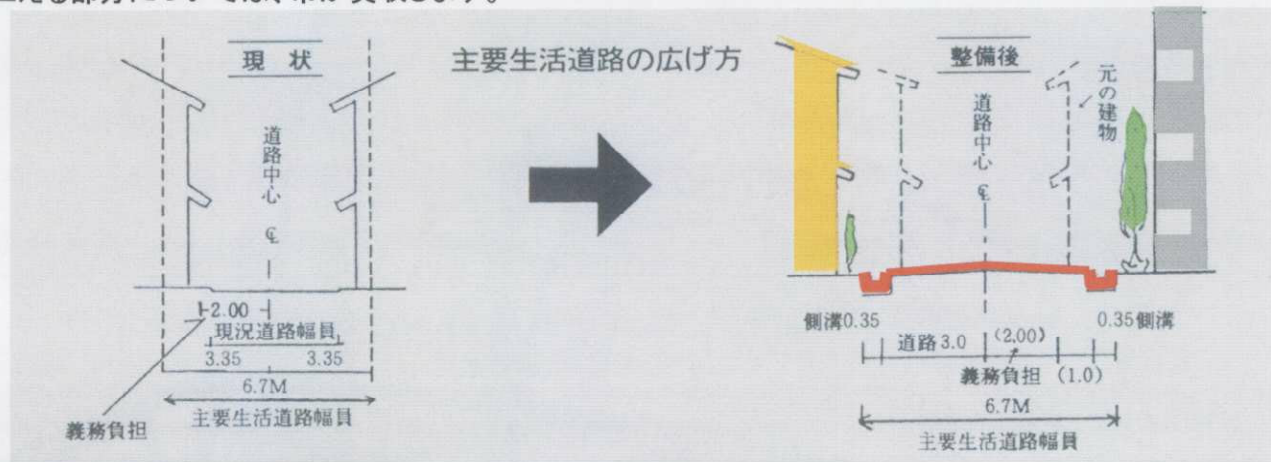
都市居住再生融資制度等公庫融資の適用を受けた建替えには利子補給制度の活用ができます。(大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度)

寝屋川市木造賃貸住宅等建替事業補助金のあらまし

		個別建替	誘導建替	まちづくり建替	
要 件	土地所有者等	1人		2人以上 (共同建替え)	2人以上 (協調建替え)
	構 造	耐火構造または準耐火構造			
	建 て 方	重ね建住宅・連続住宅又は共同住宅かつ賃貸住宅			
	床 面 積	各戸が原則として50㎡以上120㎡以下(共同部分を除く)かつ2以上の寝室を有するもの。			
	設 備	各戸が台所・水洗便所・収納設備・洗面設備及び浴室を有するもの。			
	階 数	—	地上階数3以上		
補 助 内 容	敷 地 面 積	200㎡以上	300㎡以上	300㎡以上(協調は有効空地进行敷地面積の10%以上確保)	
	除却等費	○	○	○	○
	建築設計費	×	○	○	○
	共同施設整備				
	空地等整備費	×	○	○	○
共同施設整備	供給処理施設	×	×	○	○
	その他 (廊下・階段等)	×	×	○	○
建替後のイメージ					

■主要生活道路の整備の進め方

- ・主要生活道路は、歩車共存道路(2車線対面)として整備し、消防車等の緊急車両の進入や、地区内の通行を円滑にするための主要ルートです。
- ・主要生活道路は幅員6.7mを標準とし、計画のある道に沿った建物が建替えられる際に、道路用地をそのつど生み出し、順次、整備を進めていきます。
- ・主要生活道路沿いでは、現況の道路中心線から3.35m後退して建物を建てるようにし、そのうち義務負担をこえる部分については、市が買収します。



整備前



整備後

主要生活道路整備事例
(香里地区)

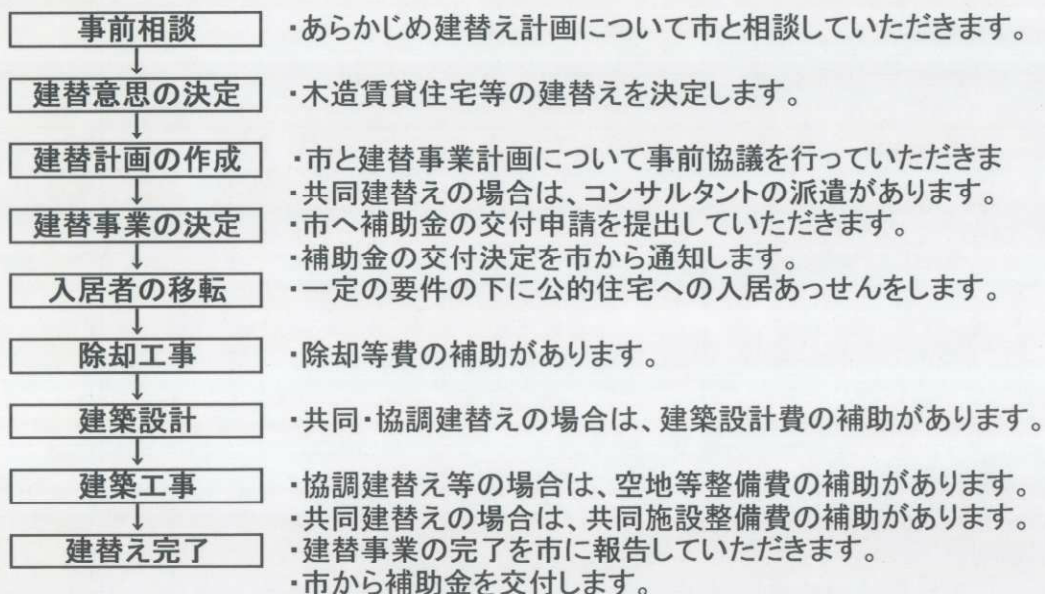
共同建替事例
(萱島東地区)



建替前

建替後

■補助事業の流れ



問合せ：寝屋川市まち政策部住環境整備課 電話 072-824-1181(代表)
e-mail:jyukan@city.neyagawa.osaka.jp (<http://www.city.neyagawa.osaka.jp/jyuukankyou/>)

香里地区(133ヘクタール)
昭和61年3月19日大臣承認

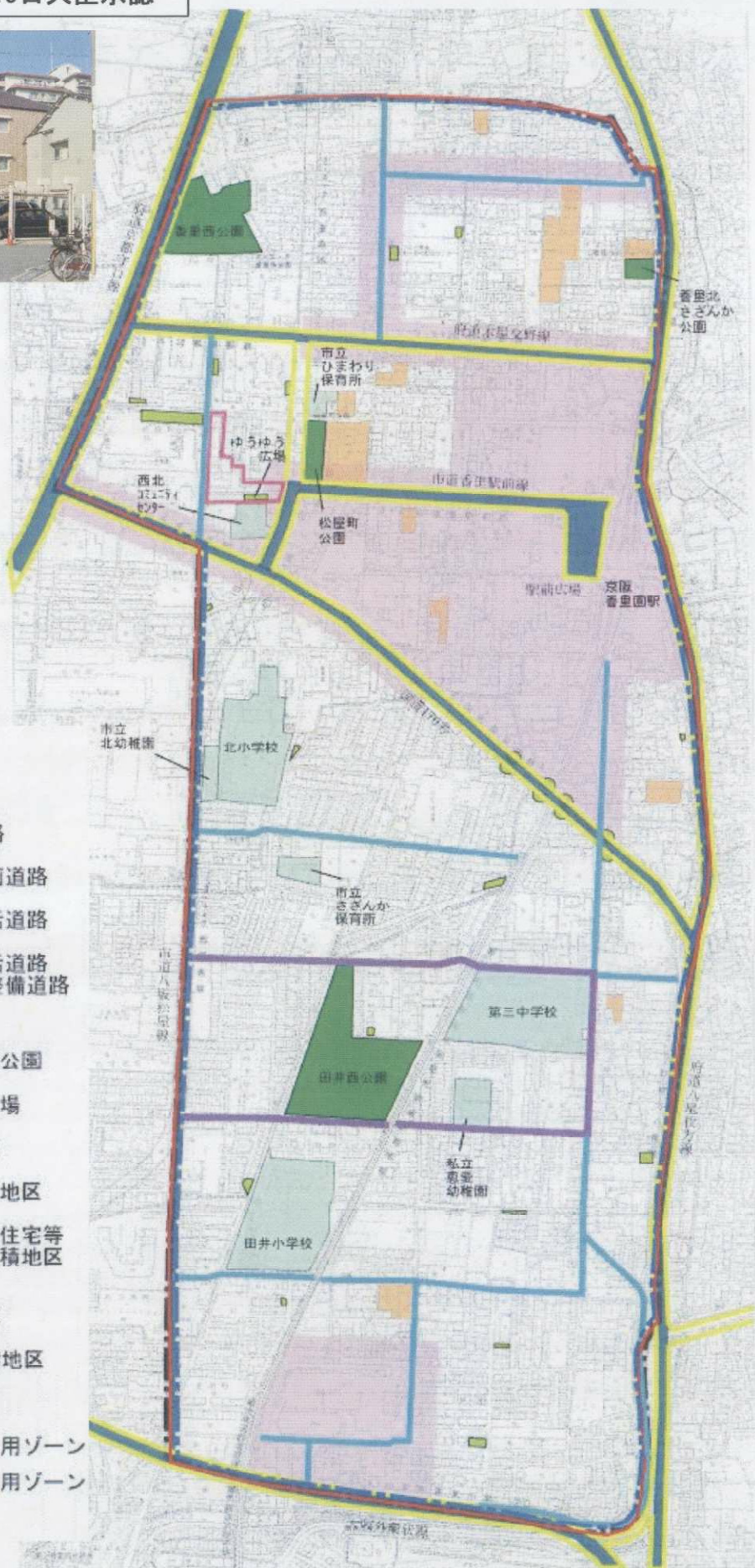
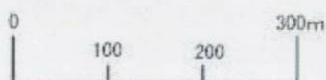
まちづくり計画(整備計画)



まちづくり建替例
(協調)

整備地区計画図

- 幹線道路
- 都市計画道路
- 主要生活道路
- 主要生活道路
優先整備道路
- 都市計画公園
- 公園・広場
- 生活施設
- 特定整備地区
- 木造賃貸住宅等
集積地区
- 整備地区
- 重点整備地区
- 商業的利用ゾーン
- 住宅地利用ゾーン

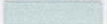
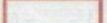
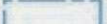
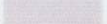


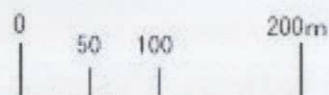
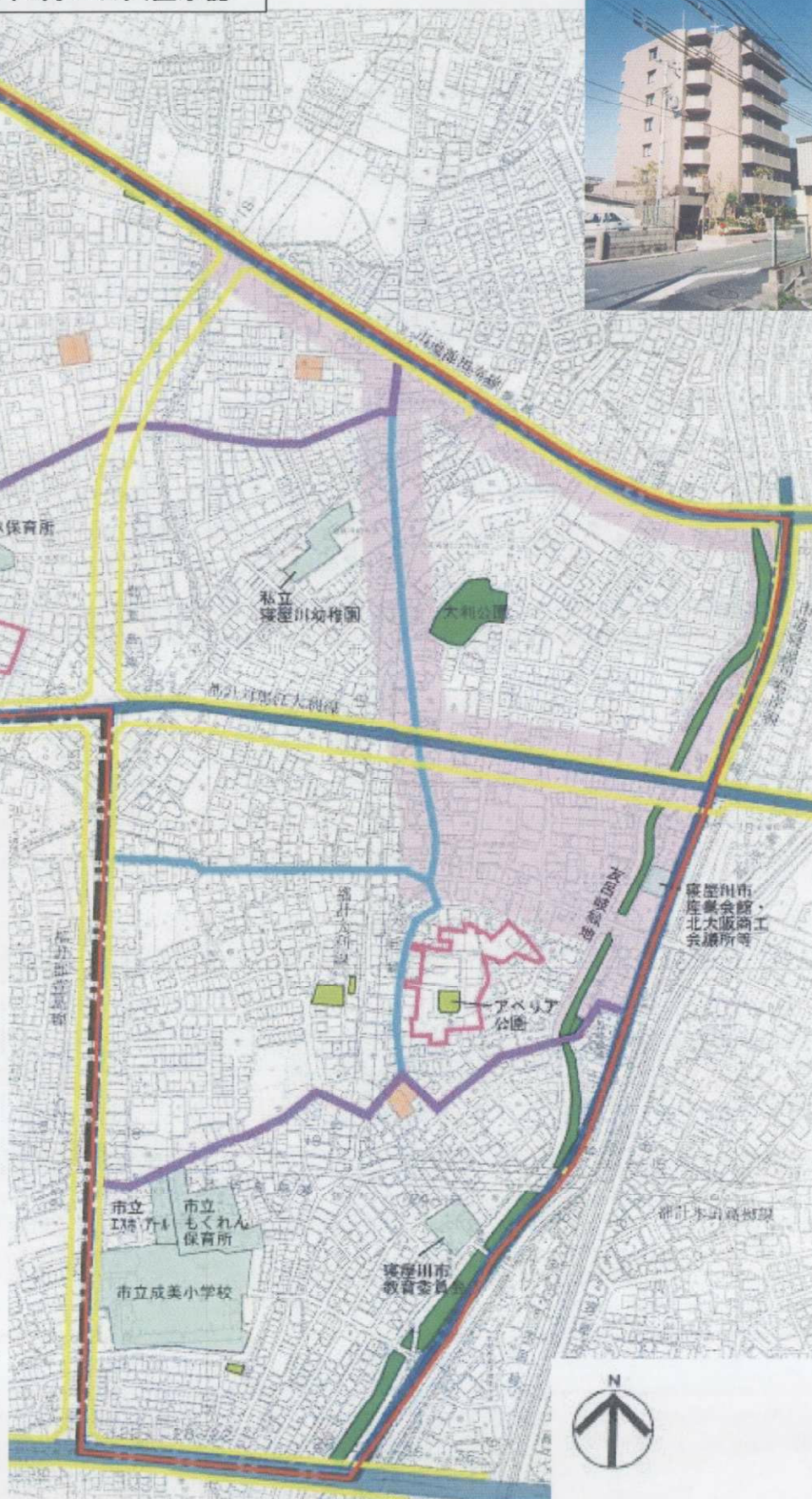
池田・大利地区 (66ヘクタール) 昭和60年2月14日大臣承認

個別建替例



整備地区計画図

-  幹線道路
-  都市計画道路
-  主要生活道路
-  主要生活道路
優先整備道路
-  都市計画公園
-  公園・広場
-  生活施設
-  特定整備地区
-  木造賃貸住宅等
集積地区
-  整備地区
-  重点整備地区
-  商業的利用ゾーン
-  住宅地利用ゾーン



萱島東地区(48.7ヘクタール)

昭和59年4月17日大臣承認



大阪府営住宅建替

整備地区計画図

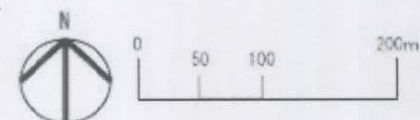
- 商業の利用ゾーン
- 公的施設等利用ゾーン
- 計画的住宅利用ゾーン
- 住宅地利用ゾーン
- 公園ゾーン

- 幹線道路
- 都市計画道路
- 主要生活道路
- 主要生活道路
優先整備道路

- 都市計画公園
- 公園・広場・緑道
- 生活施設
- 特定整備地区
- 木造賃貸住宅等
集積地区
- 防災街区整備事業
計画区域

- 整備地区
- 重点整備地区
- 都市再生
緊急整備地域

まちづくり建替例
(共同)



寝屋南土地区画整理事業の概要

H19.2.15作成

【計画概要】

地区面積： 約22.85ha
 地権者数： 93名
 事業手法： 組合施行による土地区画整理事業を予定
 都市施設： 都市計画道路 寝屋線

【地区の位置】

本地区は寝屋川市の北東部、JR星田駅からは約1kmに位置し、北部は一級河川たち川、西部は主要地方道枚方交野寝屋川線に接しており、近隣には府営寝屋川公園が東部に位置している。

また、地区東側には第二京阪道路が近接して工事中であり、平成21年度の供用開始予定で、寝屋北ランプの直近アクセス道路の都市計画道路寝屋線も地区内に計画されている。

【事業の目的】

現在は市街化調整区域であるが、事業中の第二京阪道路が完成すると、無秩序な乱開発が想定されるため、本事業において、都市計画道路寝屋線、区画道路及び公園等を整備することにより、健全な市街地の形成を図り、第二京阪道路を利用した魅力ある都市拠点を形成することを目的とする。

【取組み状況】

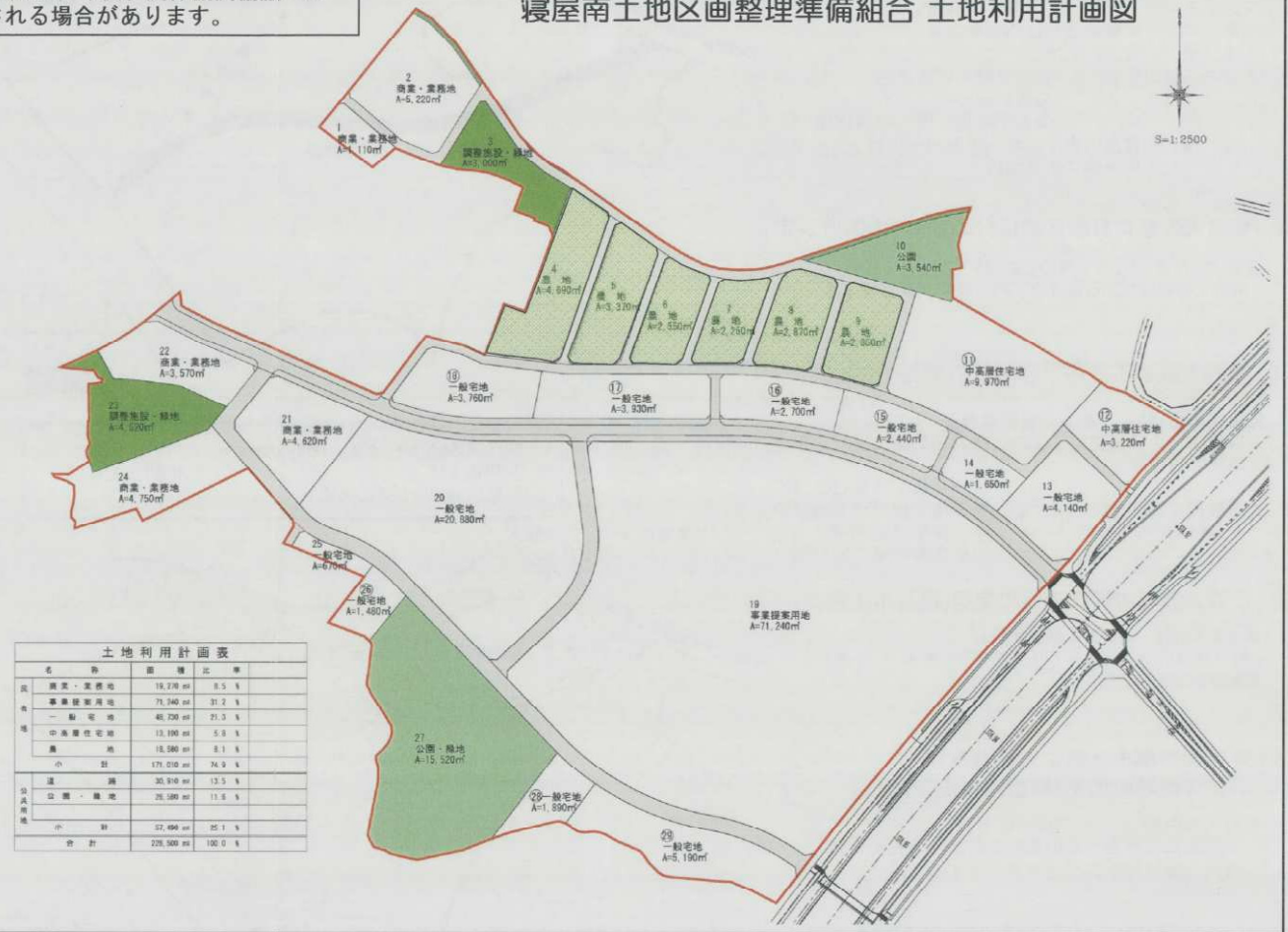
- H15.3 まちづくり基本構想策定
 H15.8.20～ 説明会の開催(計4回)
 H15.10.1 現地視察の開催(八幡市上津屋・上津屋北部・上奈良地区)
 H16.4.4～ まちづくり勉強会発足(計3回)
 H16.6.20 事業化に向けた事業構想に係る提案募集
 (募集期間：平成16年6月21日～6月30日)
 H16.7.16 現地視察の開催(東山丘陵特定土地区画整理事業)
 H16.8.20 提案募集審査結果発表・・・
 (今後の協議の相手として、東急不動産㈱に決定される)
 H16.12.23 土地区画整理準備組合発足
 H17.2.2 市長へ技術援助申請
 (土地区画整理法第75条第1項に基づく、技術的援助の要請)
 H17.2.17 現地視察の開催(箕面市新都心萱野中央土地区画整理事業)
 H17.8.21 寝屋南土地区画整理準備組合 総会
 ・施行地区の拡大について(太秦地域の一部を参画)
 ・都市計画の手続きについて
 ・土地利用アンケート調査の実施について
 H18.6.11 寝屋南土地区画整理準備組合 総会
 ・規約の変更、役員の変更
 ・土地利用計画(案)、都市計画の手続きについて
 ・収支予算、借入金限度額及び借入先金融機関等について
 H18.7.31 平成18年度都市計画の変更に係る説明会(市民説明会)
 H18.8.30 都市計画公聴会(府・市合同開催)
 H18.11.10～H18.11.24 都市計画案の縦覧
 H18.12.6 市都市計画審議会開催
 H18.12.25 府都市計画審議会開催
 H19.2.6 都市計画決定の告示

【今後の予定】

平成19年 3月頃 土地区画整理組合設立認可申請
 平成19年度 仮換地指定、工事着手

この図面は、今後、関係機関協議により変更される場合があります。

寝屋南土地区画整理準備組合 土地利用計画図



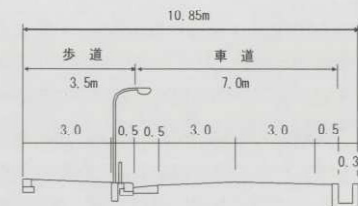
名称	面積 (㎡)	比率 (%)
商業・業務用地	19,270	8.5
事業用地	71,340	31.2
一般宅地	40,700	17.9
中高層住宅地	13,100	5.8
公園・緑地	18,080	8.1
小計	171,010	74.9
道路	30,910	13.5
公園・緑地	26,580	11.6
小計	57,490	25.1
合計	228,500	100.0

標準横断構成図

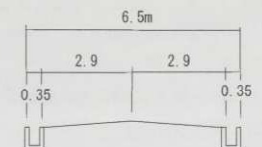
都市計画道路寝屋線



補助幹線道路



区画道路



《都市計画の内容》

① 東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（寝屋川市決定）

- 決定する内容 [右上概略図参照]
- ・名称：寝屋南土地区画整理事業
 - ・面積：約 22.9 ha
 - ・公共施設の配置：幹線道路、区画道路、公園、緑地、公共下水道、雨水抑制施設
 - ・位置：寝屋川市宇谷町、寝屋南一丁目、寝屋南二丁目地内

② 東部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

- 変更する内容 [右下概略図参照]
- 市街化調整区域から面積約 23.6 haを市街化区域に編入する。

③ 東部大阪都市計画用途地域の変更（大阪府決定）

- 変更する内容 [右下概略図参照]
- 寝屋南土地区画整理事業の土地利用計画に併せた用途地域を指定する。

無指定 (200/60) (市街化調整区域) → 第一種住居地域 (200/60)
第二種住居地域 (200/60)
準工業地域 (200/60)
近隣商業地域 (200/80)

④ 東部大阪都市計画道路の変更（寝屋川市決定）

- 変更する内容 [右上概略図参照]
- 都市計画道路 3・4・215-20 寝屋線を ●●●●● から 〰〰〰〰〰 に変更する。

⑤ 東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（寝屋川市決定）

- 変更する内容 [右下概略図参照]
- 市街地における火災の危険を防除するため、近隣商業地域に準防火地域を指定する。

●都市計画手続き

都市計画の案を作る段階では、公聴会などにより住民の皆さんの意見を反映させるための措置を講じることとされています。案は公告・縦覧され、住民の皆さんは案に対し意見書を提出することができます。案は、提出された意見書を添えて、都市計画審議会に諮問され、審議された後必要な手続きを経て決定されます。なお、都市計画は、広域的・根幹的な見地から決定すべき都市計画については都道府県が定め、その他については、基本的に市町村が定めます。

●都市計画区域とは、

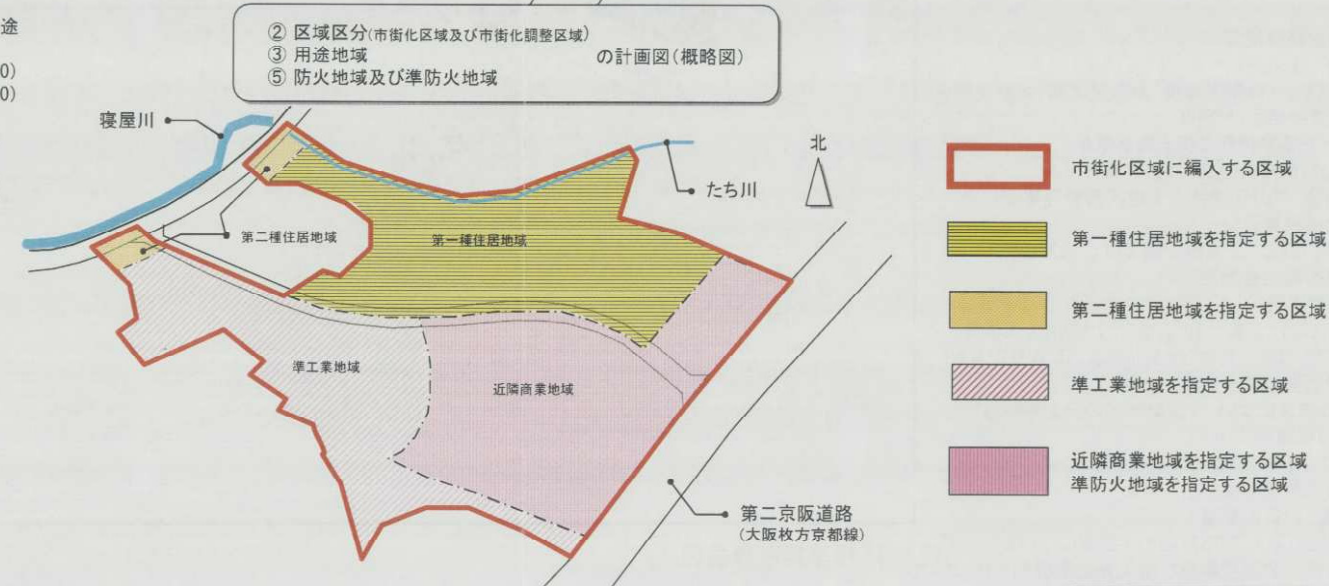
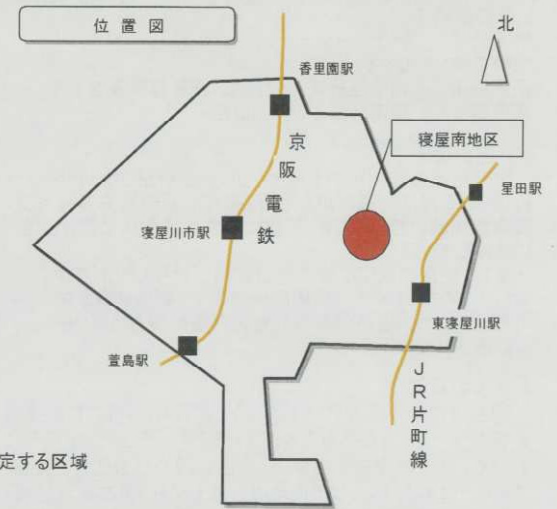
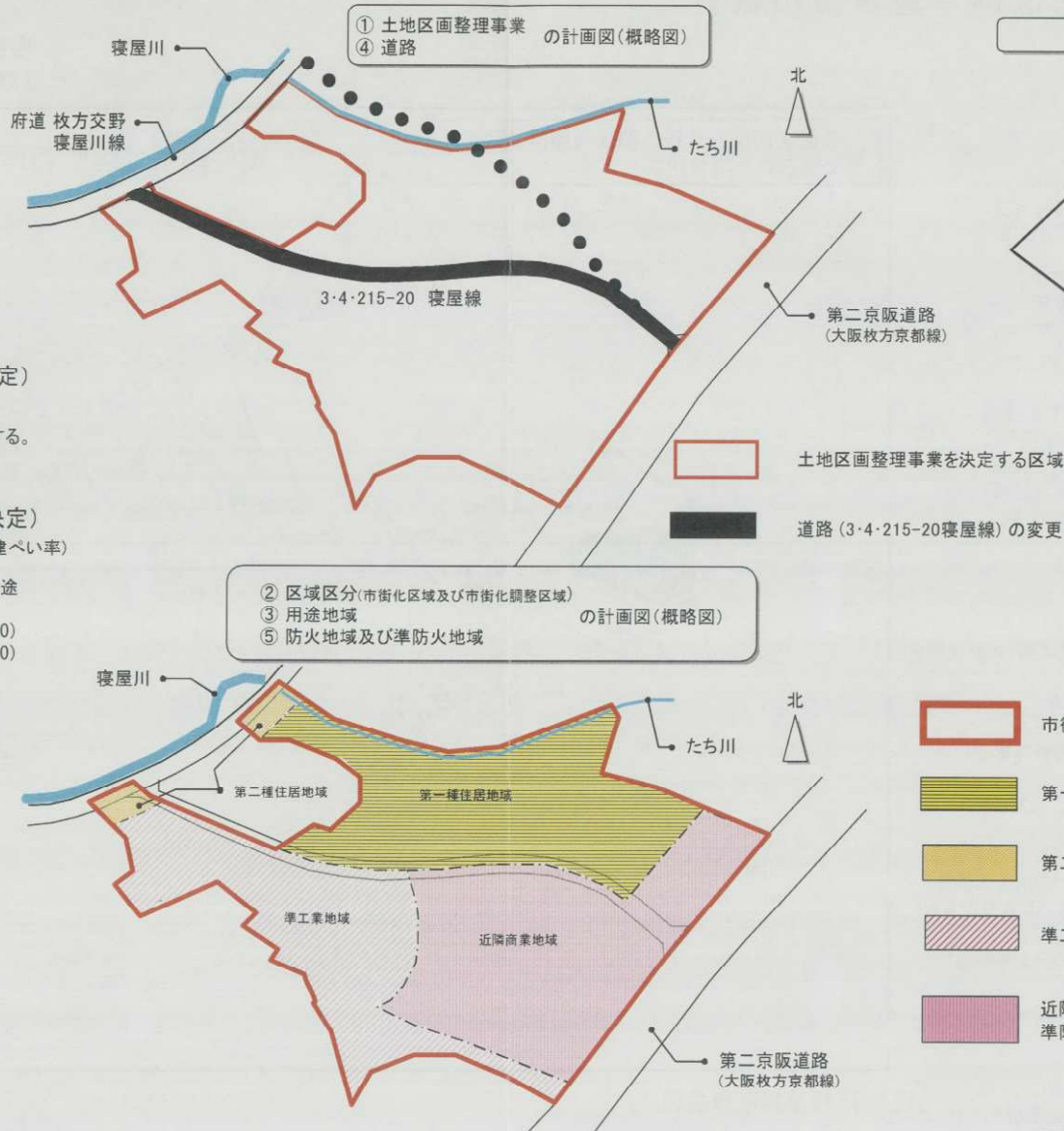
市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び地形等の自然的条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の状況、社会的・経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域です。大阪府においては、平成16年4月1日に各々の市単位での都市計画区域を4つの都市計画区域に再編しています。寝屋川市は東部大阪都市計画区域です。

●用途地域等の地域地区とは、

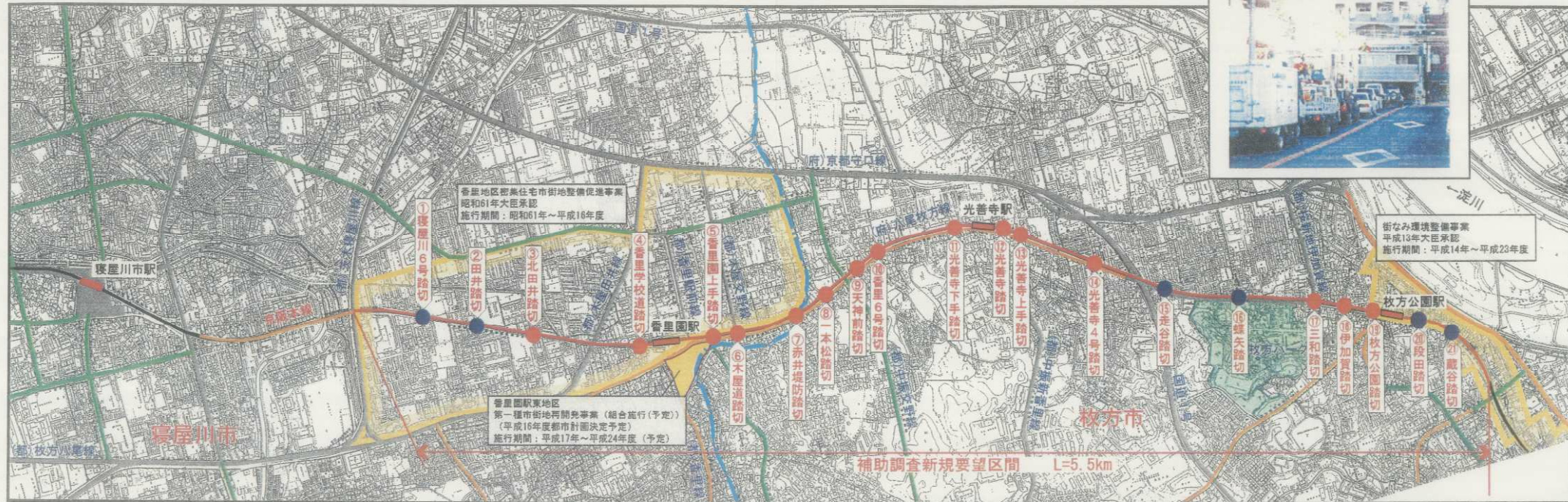
市街化区域内の土地を住宅地、商業地、工業地など、利用目的によって区分し、建築物などを建てる場合にお互いが守るべき最低限のルールを決め、土地の合理的な利用を図るために、用途地域などの地域地区を指定します。本市においては、住居系6種類、商業系2種類、工業系2種類を指定しており、用途地域の指定と併せ、高度地区や防火地域及び準防火地域などを指定しています。

●土地区画整理事業とは、

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業のことで、都市計画法（法第12条第1項第1号）における市街地開発事業の一つです。つまり、区域内の土地を交換し、道路・公園等の公共施設の整備改善を行い、宅地を利用しやすくすることを目的とした事業です。



京阪本線（香里園駅付近） 連続立体交差事業（大阪府寝屋川市・枚方市）



	①寝屋川6号	②田井	③北田井	④香里学校道	⑤香里園上手	⑥木屋道	⑦赤井堤防	⑧一本松	⑨天神前	⑩香里6号	⑪光善寺下	⑫光善寺	⑬光善寺上	⑭光善寺4号	⑮走谷	⑯鎌矢	⑰三和	⑱伊加賀	⑲枚方公園	⑳段田	㉑蔵谷
交差道路路線名	市道 田井谷川線	市道 田井1号線	市道 蔵谷田井線	市道 香里本線	市道 香里園木道線	市道 木道交野線	市道 蔵谷1号線	市道 出口南中線	市道 中線	市道 北中線南中線	市道 北中線1号線	市道 北中線12号線	市道 出口北中線	市道 北中線9号線	市道 北中1号線	市道 伊加賀1号線	主要地方道 八尾枚方線	市道 伊加賀1号線	市道 蔵谷伊加賀線	市道 蔵谷3号線	市道 三上上之町線
踏切横断交通量(台/日)	0	62	1,124	580	0	6,139	893	222	952	198	1,150	0	2,856	1,740	480	632	7,614	0	2,769	112	428
踏切遮断時間(時/日)	7.2	8.1	8.9	9.7	9	8.7	8.4	8.2	8.5	8.6	8.9	8.2	8	7.8	7.6	8.2	8	8.6	8.9	8.4	8.5
踏切交通遮断量(台時/日)	0	502	10,004	5,626	0	53,409	7,501	1,620	8,092	1,703	10,235	0	22,848	13,572	3,648	5,182	60,912	0	24,644	941	3,638
ピーク時踏切遮断時間(分/時)	32	39	42	44	43	42	43	42	43	43	41	41	44	41	35	37	39	41	43	37	39

凡 例	
	市境界
	都市計画道路（整備済）
	都市計画道路（概成）
	都市計画道路（整備予定有）
	都市計画道路（整備中）
	除去踏切（ボトルネック）
	除去踏切